



犬の飼い主  
の皆さまへ

# 令和5年4月1日から登録 手続きが一部変わりました

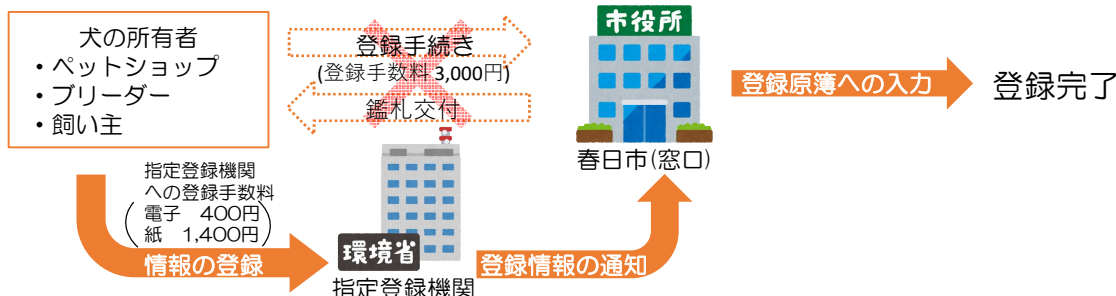
春日市は令和5年4月1日に「狂犬病予防法の特例制度」※へ参加しました。それに伴い、環境省の指定登録機関に登録した犬は、**マイクロチップが鑑札とみなされる**ため、犬の登録手続きが変わりました。

※「狂犬病予防法の特例制度」とは、マイクロチップを装着した犬の情報を飼い主が指定登録機関へ登録または変更登録することで、市町村が登録情報を把握できるため、市町村窓口で犬の登録申請や鑑札の交付が不要となる制度です。

## 登録手続きが変わる方

**対象** ●令和5年4月1日以降に環境省の指定登録機関へマイクロチップを装着した犬の情報を登録または変更登録した方

**手続き** ●**市窓口で登録手続きは不要**です。  
マイクロチップが鑑札とみなされますので、鑑札の交付はありません。



## 登録手続きが変わらない方

**対象** ①犬にマイクロチップを装着していない方  
②令和5年4月1日より前に環境省の指定登録機関へマイクロチップを装着した犬の情報を登録または変更登録した方 ※4月1日より前の登録情報は本市に通知されないためです。

**手続き** ●**市窓口で登録手続きが必要**です。※既に本市の鑑札をお持ちの方は登録手続きをする必要はありません。  
・登録手数料 3,000円  
・鑑札を交付します。



こんな  
ときは？

## 令和5年4月1日以降に新たにマイクロチップを装着した場合

環境省の指定登録機関へ30日以内に犬の情報を登録する必要があります。  
登録した場合は、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札が不要となります。  
不要となった鑑札は、市窓口へ返納してください。

ご不明な点がございましたら、問い合わせ先へ連絡してください。

●犬の登録の問い合わせ先  
春日市 環境課 生活環境担当  
午前8時30分～午後5時 (土日祝日を除く)  
☎ 092-584-1111 (内線3222・3223)  
FAX 092-584-1147  
✉ [kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp](mailto:kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp)



●指定登録機関への  
登録の問い合わせ先  
環境大臣 指定登録機関  
(公社) 日本獣医師会  
☎ 03-6384-5320

